

令和8年度 東根市監査計画

東根市監査委員

1 基本方針

市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資するため、地方自治法、地方公営企業法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく監査、検査、審査を東根市監査基準に準拠して行います。

2 実施方針

実施にあたっては、公正な行財政運営確保のため、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意し、次の点を重点事項として行います。

また、違法又は不当の指摘にとどまらず、是正、検討、改善を求めることにも重点を置きながら実施します。

- ① 収入は、確実かつ厳正に確保されているか。
- ② 支出は、正当かつ効率的に執行されているか。
- ③ 契約の締結は、関係法令等に基づいて適正に行われているか。
- ④ 公有財産及び物品は、適正な維持管理がなされているか。
- ⑤ 工事、委託等の設計及び検査等は、適正に行われているか。

3 監査等の実施体制

監査委員2名で監査等を実施し、監査委員事務局職員がその補助を行います。資料に基づく監査のほか、必要に応じ、ヒアリング（説明・聴取）及び現地監査により実施するものとします。

4 監査等の種類と対象

(1) 定例監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

- ① 年1回、期日を定めて実施します。
- ② 対象は、各課・室、各行政委員会事務局、消防本部及び各施設等とします。
なお、庁外施設は所属課の定例監査時に合わせて実施します。
- ③ 5月から12月まで実施するものについては、前年度（令和7年度）分、1月及び2月に実施するものについては、現年度（令和8年度）分を対象とします。ただし、必要と認められた時は、過年度分についても実施します。
- ④ 工事及び公有財産等の現場監査は、現年度分も対象とし、必要に応じ定例監査時に行います。

(2) 随時監査（地方自治法第199条第2項、第5項）

必要があると認めるときに、定例監査に準じて行います。

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

- ① 補助金等の交付、財政的援助等を与えている団体から抽出して行います。

- ② 公の施設の管理のため、指定管理者として指定し、委託料を交付している団体から抽出して行います。
- ③ 団体等の事務局を各課等が担当している場合は、当該課等の定例監査時に合わせて行います。

(4) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

令和 7 年度の決算及び関係諸表の計数の正確性を検証すると共に、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施します。

(5) 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

現金・預金の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証すると共に、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として、毎月 20 日から 5 日以内に実施します。

(6) 基金の運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証すると共に、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施します。

(7) 財政（経営）健全化審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項）

財政健全化判断比率及び経営健全化判断比率の算定について、その比率の算定基礎となる事項を記載した財務書類及び財務諸表の計数の正確性を審査することを主眼として実施します。

(8) その他の監査

本計画に定める監査等のほか、監査等を実施する必要性が生じた場合は、その都度監査委員が協議し実施します。

5 監査等の方法

- ① 別表（令和 8 年度 監査・審査・検査実施計画表）に基づき行いますが、事業等の都合により期日を変更することもあります。
- ② 監査通知は、実施日の 3 週間前までに文書で行います。
- ③ 監査資料は、実施日の 7 日前まで提出を求めます。
- ④ 監査対象諸帳簿等は、実施日までに提出を求めます。
- ⑤ 提出を求めた書類等は、監査終了後も借用することがあります。

6 監査の結果報告及び公表

- ① 監査の講評は、関係部課長等の出席を求め、監査後適時行うこととし、指摘、意見及び要望について説明するとともに、指導的事項及び留意事項の改善検討を要請します。
また、指摘事項等の事後処理状況は、講評後 1 か月を目途に報告を求めます。
- ② 監査の結果に関する報告は、市長及び議長並びに関係委員会等に報告し、これを公表します。
なお、公表の方法は、東根市公告式条例第 2 条の例によるほか、市のホームページにも掲載します。